

異議申出の要旨

第1 異議申出の趣旨

申出人らの異議申出の趣旨は、本件選挙を無効とする旨の決定を求めるものである。

第2 異議申出の理由

異議申出の理由を要約すれば、以下のとおりである。

- 1 本件選挙において、池沢たかし候補（以下「池沢候補」という。）が当選を果たしたが、池沢候補の確認団体である「明日の西東京を創る会」（以下「本件団体」という。）が、選挙期間中に配布した法定ビラ2号（以下「本件ビラ」という。）には次の点で違法が認められる。
 - ① 本件ビラは、本件選挙で次点となつた平井竜一候補（以下「平井候補」という。）を、公然と侮辱（刑法231条（明治40年4月24日法律第45号））するものである。
 - ② 本件ビラは、当選を得させない目的をもつて公職の候補者に關し事實をゆがめて公にするもの（公職選挙法235条2項（昭和25年法律第100号。以下「法」という。））である。
 - ③ 本件ビラは、公然と事實を摘示し名譽を棄損（刑法第230条1項）するものであり、この行為は公選による公務員の候補者に關する事實であるが眞実とは証明できないものであることから、その違法が阻却されない（刑法230条の2第3項）。
- 2 本件ビラは、選挙期間終盤に組織的に、新聞折り込み等も使い、選挙区域である西東京市内のほぼ全戸に配布されたものと考えられ、その影響は計り知れず、地方公共団体の長を公選する選挙に際し、公明且つ適正に行われることを妨害し、民主政治の健全な発達を阻むものであり、法1条の精神に真っ向から反するものである。

決定の理由

- 第1 当委員会は、令和3年2月22日に、この異議申出につきその要件を審理し、その結果、違法なものと認めたのでこれを受理し慎重に審理した結果、以下のとおり判断した。

- 第2 申出人らは、本件選挙を無効とする決定を求めているところ、法第205条第1項は、「選挙の規定に違反することがあるとき」で、かつ、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限り、選挙の全部又は一部の無効を決定しなければならないとしている。



1 同項の「選挙の規定に違反する」とは、主に「選挙管理の任にある機関」が「選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること」または明文の規定に反しないとしても、「選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」を指すとされている。

そして、「選挙人、候補者、選挙運動員等の選挙の取締りないし罰則規定違反」については、原則として、同項の「選挙の規定に違反があるとき」には該当しないと解され、ただ、例外的に、そのような違反行為により「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合」には、選挙の自由公正が失われたものとして、選挙を無効としなければならないことも考えられないではないとされている（以上について、最高裁昭和27年12月4日第一小法廷判決、同昭和30年8月9日第三小法廷判決、同昭和43年7月5日第二小法廷判決、同昭和61年2月18日第三小法廷判決参照。）。

2 また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「若しその違反がなかったならば選挙の結果につき或は異った結果を生じたかも知れぬと思量せらるる場合をいう」とされている（最高裁昭和23年6月26日第二小法廷判決参照。）。

第3 本件選挙について、以上の要件の有無を検討する。

1 「選挙の規定に違反すること」について

① 「選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること」または「選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」の有無について

確認団体のビラについては、特定候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項の記載の禁止（法201条の9第2項、201条の6第2項）及びビラの表面に確認団体の名称、選挙の種類及び公職選挙法の規定によるビラである旨を記載しなければならないこと（同201条の11第5項）といった形式的な事項については規制されているものの、これら以外のビラの記載内容は規制の対象とされておらず、選挙管理委員会がビラの内容を審査し、その取消し又は修正を命じることを認めた規定もない。

従って、申出人らは本件ビラの内容を問題視し、これにより本件選挙の公正が害されたと主張するが、当委員会が本件団体による本件ビラの届出に際し、その記載内容について修正等を求めなかつたことは、本件ビラが法の定めるビラの形式的要件を満たしている以上、適法であり、この他に当委員会の選挙の管理執行について、明文の規定に違反した事実または選挙法の基本理念である選挙の自由公正の原則を著しく阻害した事実は認められない。

② 違反行為により「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じたこと」の有無について

前述のとおり、選挙人、候補者、選挙運動員等の選挙の取締りないし罰則規定違反は、直ちに法第205条第1項の「選挙の規定に違反があるとき」には該当しない。

この点、申出人らは、本件ビラは選挙期間終盤に組織的に、新聞折り込み等も使い選挙区域である西東京市内のほぼ全戸に配布されたものと考えられ、その影響は計り知れないと主張する。

しかしながら、申出人らの提出した証拠によれば、令和3年2月1日時点の西東京市の世帯数である100,213世帯に対し、西東京市内の新聞販売店において新聞に折り込まれた本件ビラの枚数は合計で28,900枚であるとのことであり、このほかに本件ビラが選挙地域内のほぼ全戸に配布されたと認めるべき根拠となる事実は認められない。

また、選挙人は、自らの投票行動を決定するに当たっては、報道や各種の選挙運動などを通じて候補者の政見や主張などの情報を取得し、それをその自由な意思に基づき取捨選択しながら行うことが通常であって、本件ビラのみによって投票行動を決定するとは必ずしも考えられない。

よって、本件選挙において、違反行為により「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態」が生じたとは認められず、他にこのような事態が生じたことを認定するに足りる事実は認められない。

2 「選挙の結果に異動を及ぼす虞」について

上記のとおり、本件選挙について「選挙の規定に違反することがあるとき」とは認められないことから、「選挙の結果に異動を及ぼす虞」の有無を判断するまでもなく、法第205条第1項の要件を満たさないことは明らかである。

第4 以上のとおり、申出人らの主張は理由がないことから、法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和3年3月30日

西東京市選挙管理委員会



委員長職務代理者 佐々木 順一
委員 中江 滋秀
同 二木 孝之

法第206条第2項の規定により、この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で東京都選挙管理委員会に審査を申し立てることができます。